



●労災保険と自賠責保険、どちらがお得!?

—後遺症の場合—

労太「労災保険の勉強中。初めて労災保険の支払業務を担当することになつただろ。保険のシステムって難しくつて。勉強しないとね」

「この前、私の会社の人があ仕事中に交通事故に遭った相談をしたわよね」

「たしか、自転車に乗っ

従業員の方が、業務中や通勤途中に交通事故。相手の車は自賠責保険しか加入していない。そのような

場合、労災保険と自賠責保険の利用方法で被災された方の保険金の受取額に違いが出ることがあります。

今回は、事故により後遺症が残った場合を検討してみましょう。

監督署に勤務する労太君と従妹の協子さんが図書館でひそひそ話をしています。ちょっと聞き耳をたててみましょう。

協子「労太、今日は図書館で何してるの?」

「協子はいつもジャストタイミングで聞いてくるね。今、労災保険と自賠責保険

支給額と合わせて1000万円まで支払いをするので、自賠責保険からは3000万円が支払われ、合計は500万円になるよ。

次に、自賠責保険を先に使用すると、まず、自賠責保険から300万円が支払われるよ。労災保険は自賠責保険の支払額を超えた分しか支払われないので、合計は300万円になるよ」

「えー!! 労災保険を先に請求しないと2000万円も少なくなるの?」

「自賠責保険では算定されると簡単に説明するよ。被災した人の後遺症による総損害を1000万円だったとしよう。この後遺症に対して支払われる保険金額を、労災保険は2000万円だと考えてみるよ。

労災保険を先に使用すると、まず、労災保険から200万円が支払われるよ。自賠責保険は、労災保険の

支払調整の勉強をしていたところなんだ。

治療費や休業損害もそうだつたけど、相手の車が自賠責保険しか加入していない場合は、後遺障害の保険請求も労災保険を先に請求した方が被災者の人には有利だと思うよ」

「本当なの? 総務の人はどうちらを先に請求しても、もらえる保険金額は同じだと言つていたけど」

「労災保険と自賠責保険は、保険の内容が違うから説明が難しいけど……。本当に簡単に説明するよ。

被災した人の後遺症による総損害を1000万円だったとしよう。この後遺症に対して支払われる保険金額を、労災保険は300万円だと考えてみるよ。

労災保険を先に使用すると、まず、労災保険から200万円が支払われるよ。自賠責保険は、労災保険の

支給されるでしょう? その場合はどうなるの? 「労災保険の障害(補償)年金は前払一時金の制度もあるから、前払一時金の請求が必要なケースもあるよ。後遺症が重い場合には、介護に対する保険金も両方に制度があるよ。両方の保険からは支払われないけど、金額の多い方に請求をした方がいいよ」

「まだ話は続いていますが、労太君の説明を少しは理解いただけましたでしょうか。交通事故の相手が自賠責保険しか加入しないから、この通りとはならないよ。交通事故の相手が自賠責保険しか加入しない場合は、労災保険を先に使用した方が被災者に有利な場合があります。事故の過失割合や損害の程度によって様々な的な補償を望めないときは、労災保険の障害(補償)給付を先行して受給した方が被災者に有利な場合があります。監督署や損害保険会社の担当者によく相談して、保険金請求の手続きを進めることをお勧めします。

「でも、労災保険って、後遺症の程度が重いと年金

組合課長)

(元労働保険適用・事務